令和8年度　交通安全事業調査検討業務委託に係る

建設局測量・建設コンサルタント等プロポーザル方式による選定結果について

1　案件名称

令和8年度　交通安全事業調査検討業務委託

契約期間　契約日から令和 10 年3月31日

2　選定した委託予定事業者

株式会社オリエンタルコンサルタンツ　関西支社

3　公募期間

令和8年7月 1 日(水)～7月 15 日(水)

4　学識経験者等の意見を聴取する選定委員会による審議の結果

(1)委員名簿(敬称略・順不同)

委員氏名	役職等
内田　敬	大阪公立大学　教授
吉田　長裕	大阪公立大学　准教授
宇野　伸宏	京都大学　教授

(2)選定委員会の開催日

1 回目:令和8年5月 14 日(木)・5 月 20 日(水)

2 回目:令和8年9月 10 日(木)

(3)審査基準

別紙A

資格審査基準

（令和８年度　交通安全事業調査検討業務委託）

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点			審査基準	備考
参加表明者の経験と能力	資格要件	技術部門登録	建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規定(昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号)に基づく「道路部門」及び「都市及び地方計画」の登録を受け、令和 8･9･10 年度本市入札参加資格者名簿に種目「500 建設コンサルタント」に登録していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の資格要件を満たすものとする)	
	専門技術力	成果の確実性	過去 10 年間の業務実績の内容	平成 28 年度以降に、次に示す「規定業務1、2」の両方について、元請けとして従事した業務実績(※)を有していること。 なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 官公庁発注の片側１車線以下の道路(以下「生活道路」とする)に関する交通安全対策について、現状分析、対策立案まで一連で実施した業務の実績 2. 官公庁発注の片側3車線以上(付加車線を含む)の道路と片側3車線以上(付加車線を含む)の道路が交差する交差点(以下「幹線交差点」とする)における交通安全対策について、現状分析、対策立案まで一連で実施した業務の実績	様式-2を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	本業務は、次の「ア～エ」のいずれかに該当していること。また、直接雇用関係を有していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「道路」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目:「道路」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣(旧建設大臣)に上記ア･イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM(「道路部門」)の資格を有し、登録を受けている者。 ”	様式-4を審査する

		専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績内容	平成 28 年度以降に、次に示す「規定業務1、2」の両方について、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること。 なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 官公庁発注の「生活道路」に関する交通安全対策について、現状分析、対策立案まで一連で実施した業務の実績 2. 官公庁発注の「幹線交差点」における交通安全対策について、現状分析、対策立案まで一連で実施した業務の実績 また、次に示す「関連業務」について、元請けの技術者として従事した実績(※)があれば、技術者評価基準に基づく評価点を加点する。 【関連業務】 1. 官公庁発注の事故データ分析および危険箇所抽出について一連で実施した業務 2. 官公庁発注の人流データ(携帯位置情報等)を用いた分析・可視化(GIS 等を含む)業務 3. 官公庁発注の交通プローブデータ等を用いた車両挙動の把握・分析、または事故分析(ヒヤリハット分析、危険挙動の抽出等)業務	様式-5を審査する
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	令和8年4月以降の全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち 500 万円以上の業務)の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が 10 件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する

配置予定技術者の経験及び能力	照査技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	本業務は、次の「ア～エ」のいずれかに該当していること。また、直接雇用関係を有していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「道路」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目:「道路」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣(旧建設大臣)に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM(「道路部門」)の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4を審査する
		専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績内容	平成 28 年度以降に、次に示す「規定業務1、2」の両方について、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること。 なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 官公庁発注の「生活道路」に関する交通安全対策について、現状分析、対策立案まで一連で実施した業務の実績 2. 官公庁発注の「幹線交差点」における交通安全対策について、現状分析、対策立案まで一連で実施した業務の実績	様式-5を審査する

	担当技術者1	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績内容	平成 28 年度以降に、次に示す「規定業務」について、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること。 【規定業務】 1. 官公庁発注の「生活道路」に関する交通安全対策について、現状分析、対策立案まで一連で実施した業務の実績	様式-5を審査する
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	令和 8 年4月以降の全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち 500 万円以上の業務)の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が 10 件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する
	担当技術者2	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績内容	平成 28 年度以降に、次に示す「規定業務」について、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること。 【規定業務】 2. 官公庁発注の「幹線交差点」における交通安全対策について、現状分析、対策立案まで一連で実施した業務の実績	様式-5を審査する
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	令和 8 年4月以降の全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち 500 万円以上の業務)の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が 10 件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する
業務実施体制	その他留意事項			担当技術者 1 及び担当技術者2については、それぞれ少なくとも1人以上、即ち計2人以上を配置することを想定しているものであり、計3人以上の技術者の配置を妨げるものではない。	
	業務実施体制の妥当性			下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が主たる部分の場合。 (主たる部分とは、本業務における調査業務や印刷などの簡易な業務を除く業務とする。) ・業務分担構成が、不明確または不自然な場合。 ・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。	様式-3を審査する

※過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

① 技術提案書評価基準

（ⅱ）技術者評価基準

参加表明書の提出者の技術提案書評価基準は、以下のとおりとする。

(1)評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。

評価は①～⑰の項目毎にA、A’、B、B’、Cの5段階とし、それぞれ次のように点数を計算して100点満点(小数点第 2 位まで表示)で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

〈計算方法〉

A の場合は、配点×5/5点　　B の場合は、配点×3/5点

A’の場合は、配点×4/5点　　B’の場合は、配点×2/5点　　C の場合は、0点

特定テーマ1	内容	生活道路における歩行者および自転車の安全対策を行う対象路線およびエリアの選定にあたり、事故の多発エリアだけでなく、幹線道路からの流出入の経路や歩行者・自転車が多い箇所等の総合的観点から、潜在する事故リスクの評価項目を設定し、事故類型を項目ごとに分析する必要がある。 そこで、分析に用いるビッグデータ等の利用データを提示の上、生活道路における歩行者および自転車の安全対策を行う対象路線およびエリアの選定・検討に際しての課題及びその解決方法、検討プロセスについて述べること。
特定テーマ2	内容	幹線道路の事故多発交差点において安全対策の検討を行うにあたり、既存道路の構造的な分析に加え、自動車・歩行者のみならず、自転車や二輪車・新モビリティ等の多岐にわたる交通手段による複雑な交通の流れを考慮する必要がある。さらに、本市においては、膨大な交通量に起因する右左折の滞留や信号現示、歩行者・自転車の移動速度等、利用者が非常に多いことによる交通の複雑性が原因となる事故が頻発しているものと想定される。 そこで、交差点における交通安全対策の検討にあたり、分析に用いるビッグデータ等の利用データを提示の上、検討に際しての課題及びその解決方法、検討プロセスについて述べること。

評価シート						評価例					
評価項目		評価の着眼点	配点			評価	評価の換算計算	評価点			備考
			項目別	複数時配分	項目別配分			項目別配分	複数時配分	項目別	
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	過去 10 年間の規定業務の実績	25	10	5	A	5×5/5	5.0	8.0	22.0	①
		専任性(他業務との兼任状況)			5	B	5×3/5	3.0			②
	照査技術者	過去 10 年間の規定業務の実績		5	5	A	5×5/5	5.0	5.0		③
	担当技術者1	専任性(他業務との兼任状況)		5	5	A’	5×4/5	4.0	4.0		④
	担当技術者 2	専任性(他業務との兼任状況)		5	5	A	5×5/5	5.0	5.0		⑤
実施方針・実施	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	25	5	5	A	5×5/5	5.0	5.0	21.0	⑥

		業務 実施手順 （フロー・ 工程表）	実施手順の妥当性		15	5	B	10× 3/5	3.0	13.0		⑦
			業務量把握、人員配置の妥当性			10	A	10× 5/5	10.0			⑧
		その他	重要事項の指摘		5	5	B	5× 3/5	3.0	3.0		⑨
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ1	的確性	課題の理解度	50	25	5	A	5× 5/5	5.0	20.0	43.0	⑩
			キーワードの網羅			5	B’	5× 2/5	2.0			⑪
		実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか			10	A	10× 5/5	10.0			⑫
		独創性	高度で独創的な提案があるか			5	B	5× 3/5	3.0			⑬
	特定テーマ2	的確性	課題の理解度		25	5	A	5× 5/5	5.0	23.0		⑭
			キーワードの網羅			5	A	5×5 /5	5.0			⑮
		実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか			10	A	10× 5/5	10.0			⑯
		独創性	高度で独創的な提案があるか			5	B	5× 3/5	3.0			⑰
合計（100 点満点）				100.0				86.0				

（２）技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価項目			評価の着眼点	A	A’	B	B’	C	備考
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績	管理技術者として、両方の規定業務の実績および関連業務 3 つすべての実績を有している	管理技術者として、両方の規定業務の実績および関連業務 2 つの実績を有している	管理技術者として、両方の規定業務の実績および関連業務 1 つの実績を有している	－	管理技術者として、両方の規定業務の実績を有している	
		専任性	他業務との兼任状況	令和8年4月以降の手持ち業務の契約金額の合計が 2.5 億円未満かつ件数が5件未満	令和8年4月以降の手持ち業務の契約金額の合計が 4 億円未満かつ件数が 8 件未満	令和8年4月以降の手持ち業務の契約金額の合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満	－	令和8年4月以降の手持ち業務の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が 10 件未満	②
	照査技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績	管理技術者として両方の規定業務の実績を有している	－	技術者として両方の規定業務の実績を有している（ただし、管理技術者として両方の規定業務の実績を有している場合を除く）	－	ー	③
	担当技術者1	専任性	他業務との兼任状況	令和8年4月以降の手持ち業務の契約金額の合計が 2.5 億円未満かつ件数が5件未満	令和8年4月以降の手持ち業務の契約金額の合計が 4 億円未満かつ件数が 8 件未満	令和8年4月以降の手持ち業務の契約金額の合計が 5 億円未満かつ件数が10件未満	－	令和8年4月以降の手持ち業務の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が 10 件未満	④
	担当技術者2	専任性	他業務との兼任状況	令和8年4月以降の手持ち業務の契約金額の合計が 2.5 億円未満かつ件数が5件未満	令和8年4月以降の手持ち業務の契約金額の合計が 4 億円未満かつ件数が 8 件未満	令和8年4月以降の手持ち業務の契約金額の合計が 5 億円未満かつ件数が10件未満	－	令和8年4月以降の手持ち業務の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が 10 件未満	①

（３）提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点		評価の着眼点	A	A’	B	B’	C	備考
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	目的、条件、内容の理解が特に優れている。	－	目的、条件、内容の理解が十分である。	－	目的、条件、内容の理解が十分とは言えない。	⑥
	業務実施手順（フロー・工程表）	実施手順の妥当性	業務の実施手順が妥当であり、適切な検討期間を設けた工程となっており、実効性がある。	業務の実施手順が妥当であり、実効性がある。	業務の実施手順が概ね妥当である。	－	業務の実施手順が十分とは言えない。	⑦
		業務量の把握、人員配置の妥当性	業務量の把握が優れており、業務項目ごとに必要な人員及び体制となっている。	－	業務量の把握、人員及び体制が概ね妥当である。	－	業務量の把握、人員及び体制が、十分とは言えない。	⑧
	その他	重要事項の指摘	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘があり、その方策が提案されている	－	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘がある	－	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘がない	⑨
特定テーマ1に対する技術提案	的確性	課題の理解度	想定される課題とともに根拠が示されており、理解が優れている。	－	想定される課題が示されており、理解が十分である。	ー	内容が的確性を欠くなど、想定される課題の把握として十分とは言えない。	⑩
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている。(100%)	必要なキーワードが 80%以上 100% 未満、記載されている。	必要なキーワードが 60%以上 80%未満、記載されている。	必要なキーワードが 40%以上 60%未満、記載されている。	必要なキーワードが 40%未満であり十分とは言えない。	⑪
	実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか	検討プロセスとスケジュールが論理的かつ具体的に示されており、実現性のある内容であり、留意点に対する対応方法の提案がある。	検討プロセスとスケジュールが論理的かつ具体的に示されており、実現性のある内容である。	検討プロセスとスケジュールが論理的かつ具体的に示されている。	ー	内容が論理的かつ具体的に示されておらず、提案としては十分とは言えない。	⑫
	独創性	高度で独創的な提案があるか	課題等についての対応方法として寄与する独創的な提案が３つ以上ある。	課題等についての対応方法として寄与する独創的な提案が２つある。	課題等についての対応方法として寄与する独創的な提案が１つある。	ー	一般的な検討であり、工夫が見られない。	⑬

特定テーマ2に対する技術提案	的確性	課題の理解度	想定される課題とともに根拠が示されており、理解が優れている。	－	想定される課題が示されており、理解が十分である。	ー	内容が的確性を欠くなど、想定される課題の把握として十分とは言えない。	⑭
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている。(100%)	必要なキーワードが 80%以上 100% 未満、記載されている。	必要なキーワードが 60%以上 80%未満、記載されている。	必要なキーワードが 40%以上 60%未満、記載されている。	必要なキーワードが 40%未満であり十分とは言えない。	⑮
	実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか	検討プロセスとスケジュールが論理的かつ具体的に示されており、実現性のある内容であり、留意点に対する対応方法の提案がある。	検討プロセスとスケジュールが論理的かつ具体的に示されており、実現性のある内容である。	検討プロセスとスケジュールが論理的かつ具体的に示されている。	ー	内容が論理的かつ具体的に示されておらず、提案としては十分とは言えない。	⑯
	効率性	高度で独創的な提案があるか	課題等についての対応方法として寄与する独創的な提案が３つ以上ある。	課題等についての対応方法として寄与する独創的な提案が２つある。	課題等についての対応方法として寄与する独創的な提案が１つある。	ー	一般的な検討であり、工夫が見られない。	⑰

（4） 審査を行った事業者(五十音順)

いであ株式会社 大阪支社

株式会社オリエンタルコンサルタンツ 関西支社

株式会社建設技術研究所 大阪本社

（5） 審査の結果

評価項目			評価の着眼点	ア社		イ社		ウ社	
				評価	点数	評価	点数	評価	点数
配置予定技術者の経験及び能力		管理技術者	過去10年間の規定業務の実績	A	5	C	0	A	5
			専任性	A‘	4	A’	4	A’	4
		照査技術者	過去10年間の規定業務の実績	A	5	B	3	B	3
		担当技術者1	専任性	A‘	4	B	3	A’	4
		担当技術者2	専任性	A‘	4	A	5	A	5
実施方針実施フロー工程表その他		業務の理解度	目的、条件、内容の理解	B	3	B	3	B	3
		業務実施手順（フロー・工程表）	実務手順の妥当性	A’	4	A’	4	B	3
			業務量把握、人員配置の妥当性	A	10	A	10	A	10
		その他	重要事項の指摘	A	5	A	5	A	5
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ1	的確性	課題の把握が十分か	B	3	B	3	C	0
			キーワードの網羅	B	3	B	3	B	3
		実現性	説得力があるか	A‘	8	A‘	8	A‘	8
		独創性	独創的で優れた提案があるか	B	3	B	3	C	0
	特定テーマ2	的確性	課題の把握が十分か	A	5	A	5	B	3
			キーワードの網羅	B‘	2	B‘	2	B‘	2
		実現性	説得力があるか	A	10	A	10	A	10
		独創性	独創的で優れた提案があるか	C	0	B	3	B	3
合計（100点満点）				78		74		71	